

羽生市手話言語条例

言語は、お互いの感情を分かり合い、知識を蓄え、文化を創造する上で不可欠なものであり、人類の発展に大きく寄与してきました。

手話は、音声言語とは異なり、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語です。ろう者は、物事を考え、互いを理解し合い、知識を蓄え、文化を創造するための手段として、手話を大切に育んできました。

しかし、長い間、手話は言語として認められず、また、手話を使用する環境も整備されてこなかったことから、ろう者は、必要な情報を得ることや意思疎通を図ることが難しく、多くの不便と不安を感じながら生活してきました。

こうした中で、障害者の権利に関する条約（平成２６年条約第１号）や障害者基本法（昭和４５年法律第８４号）において、手話が言語であることが明記されましたが、いまだ手話に対する理解が社会において広がっているとは言えません。

ろう者、難聴者、中途失聴者など手話を必要とする全ての人（以下「手話を必要とする者」という。）が、日常生活及び社会生活において、手話を通じて容易に必要な情報を取得し、十分なコミュニケーションを図ることのできる社会を実現するため、市民一人一人が、手話に対する理解を深めるとともに、手話を広く普及し、手話を使用できる環境を整備していくことが重要です。

羽生市民憲章において「環境をととのえ 住みよいふるさとに育てます」と謳われています。この市民憲章の精神の下、全ての市民が安心して地域で自立した生活を営める共生社会を実現するため、この条例を制定します。

（目的）

第１条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解及び普及の促進に関し、基本理念を定め、市の責務並びに

市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策を推進するための基本的事項を定め、もって、全ての市民が共生することのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 手話に対する理解の促進及び手話の普及は、手話が言語であるとの認識に基づき、全ての市民が相互に人格及び個性を尊重し合いながら共生することを基本として行うものとする。

（市の責務）

第3条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、手話に対する理解を促進し、及び手話を普及し、並びに手話を必要とする者が手話を使いやすい環境を整備するため、必要な施策を講ずるものとする。

（市民の役割）

第4条 市民は、基本理念に対する理解を深め、市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第5条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、市が推進する施策に協力するとともに、手話を使いやすい地域社会の実現のため、手話を必要とする者が利用しやすいサービスの提供及び働きやすい環境の整備を行うよう努めるものとする。

（方針の策定）

第6条 市は、次に掲げる事項を総合的かつ計画的に推進するための方針を策定するものとする。

- （1） 手話への理解及び手話の普及の促進に関すること。
- （2） 手話による情報の発信及び取得に関すること。
- （3） 手話による意思疎通の支援に関すること。
- （4） その他市長が必要と認めること。

2 市は、前項の方針の策定に当たっては、障がい者の福祉に関する

計画等との整合性を図るものとする。

3 市は、第1項の方針を策定し、又は変更しようとするときは、手話を必要とする者から意見を聴くよう努めなければならない。

(災害等の対応)

第7条 市は、災害等が発生した場合において、手話を必要とする者に対し、情報の取得及び意思疎通の支援に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第8条 市は、手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。